

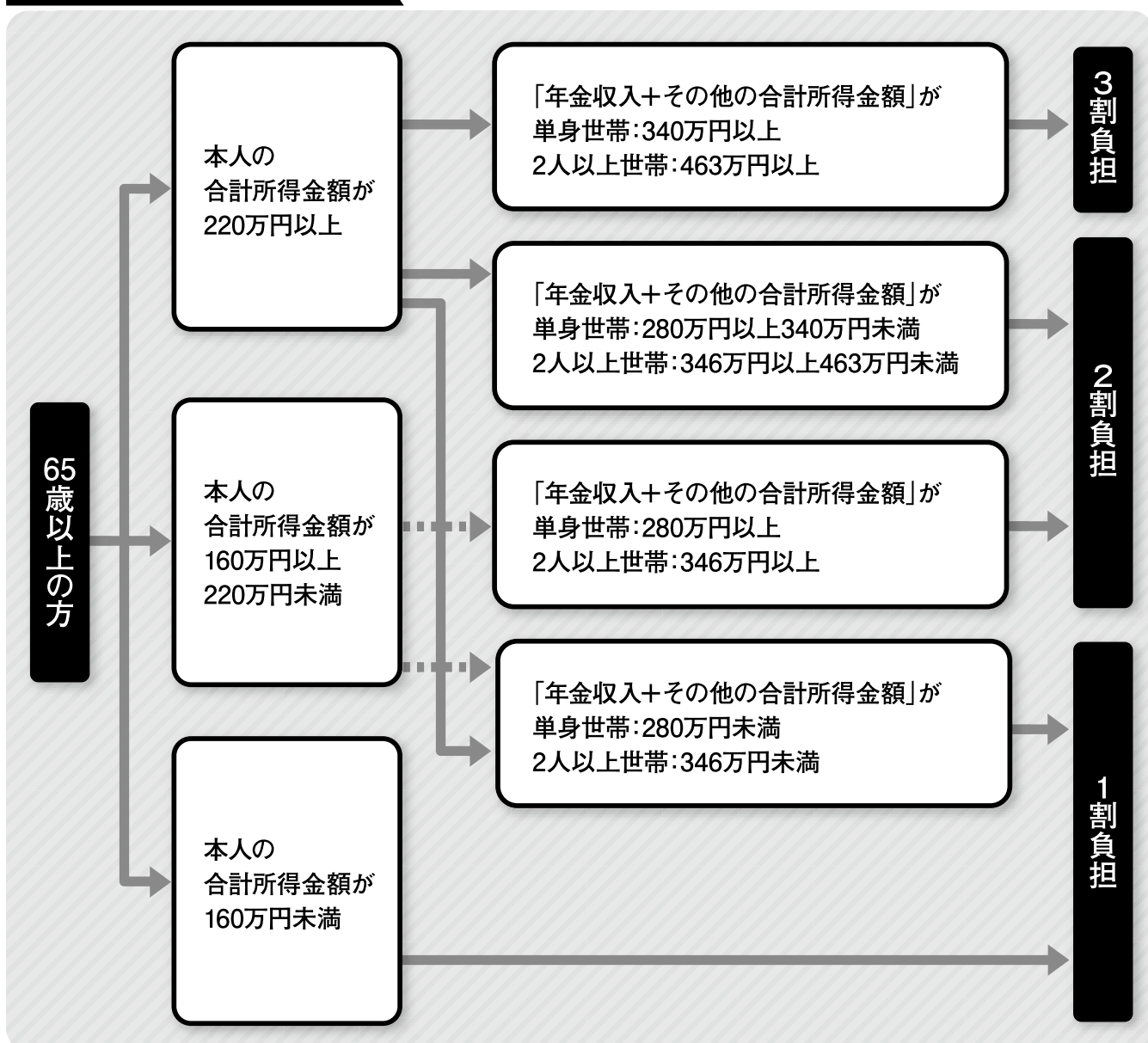
平成30年8月利用分から

65歳以上の方で所得の高い方は 介護サービスの利用者負担が 3割になります



介護保険法が改正され、介護保険の維持継続と負担の公平性の面から、利用者負担の割合が見直されました。これまで利用者負担の割合が2割だった方で、特に所得の高い方の負担割合が3割に変更されます。利用者負担の判定は次の図のとおりです。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者は上図にかかわらず「1割負担」になります。

【問い合わせ】 高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167
または各支所地域振興室・市民生活室(西城支所は、しあわせ館内)